

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画長行台団地地区計画を次のように変更する。

名 称	長行台団地地区計画	
位 置	北九州市小倉南区長行西二丁目、長行西三丁目、長行西四丁目及び長行西五丁目地内	
面 積	約13.9ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>当地区は、本市の都心小倉駅前市街地の南約8.5キロメートルに位置し、民間開発により道路や公園等の基礎整備がなされ、また、緑化協定の推進等により良好な低層住宅が形成されている。</p> <p>そこで、本地区計画は、この良好な居住環境の保全を図るとともに、さらに緑豊かで安全、快適な低層住宅地として一層の居住環境の向上を目指す。</p>	
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築できる建築物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅(住戸の数が3以上の長屋、共同住宅を除く。次号において同じ。)</li> <li>2 住宅で次の用途を兼ねるもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務所</li> <li>(2) 日用品の販売、日常サービスを主たる目的とする店舗</li> <li>(3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</li> </ol> </li> <li>3 診療所、地区集会所、公民館、幼稚園又は保育所</li> <li>4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</li> <li>5 前各号の建築物に付属するもの(物置、車庫等)</li> </ol>
	建築物の敷地面積の最低限度	180㎡
	建築物等の高さの最高限度	9m
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側に設ける場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生垣</li> <li>2 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なフェンス等を設けたもの</li> </ol>

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

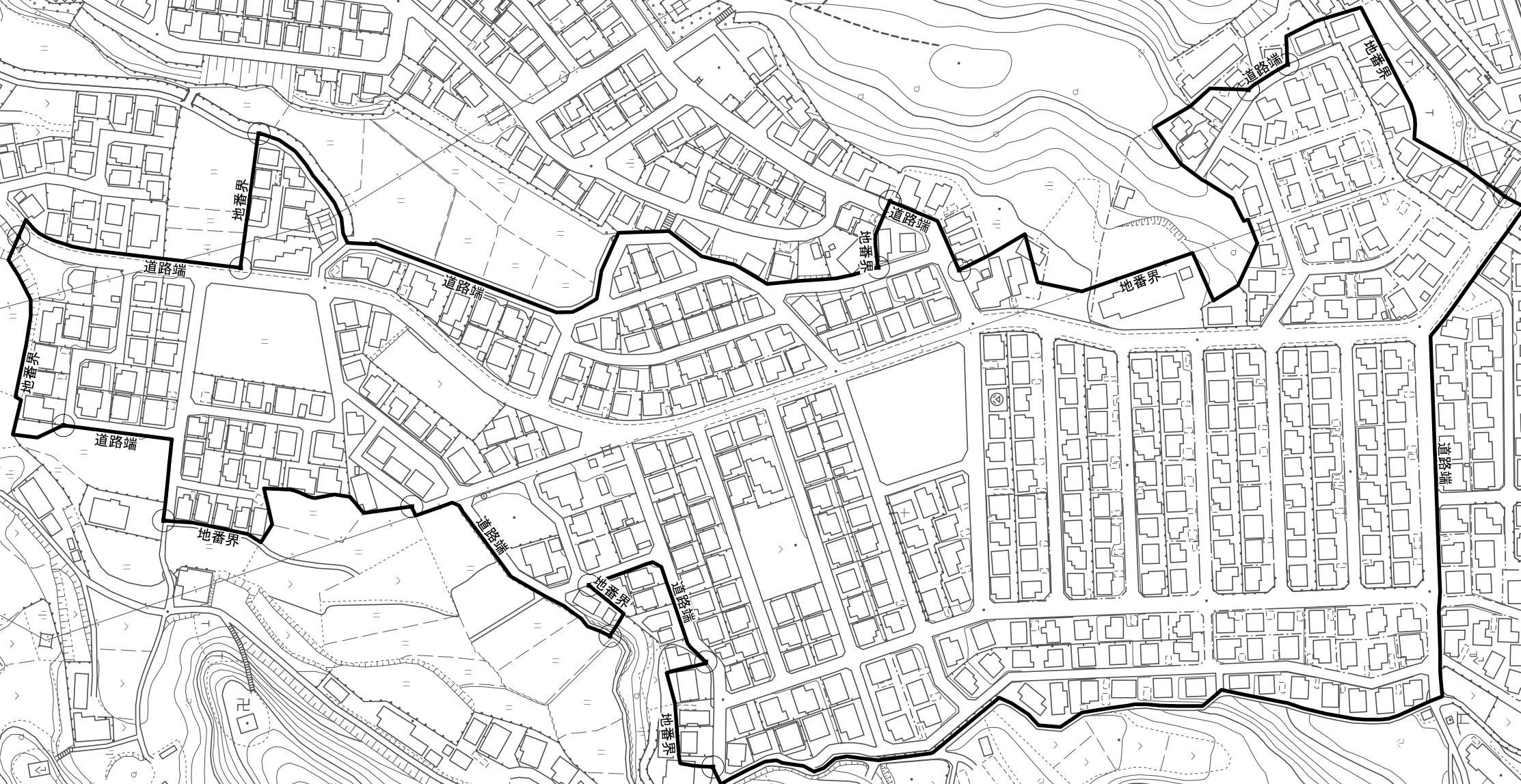
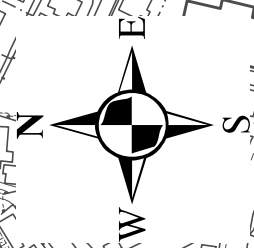
都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成2年6月11日告示 第231号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号


北九州広域都市計画 長行台団地地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500

計画図



凡例

 地区計画区域